

法律科目試験 「公法系」 問 題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 天皇の公的行為
- (2) 法律の留保の原則における侵害留保説

II 次の事案を読んで、後の設問に答えなさい。

日本では、近年、ミネラルウォーター・ビジネスの展開によって大規模な地下水開発が行なわれており、地域の水資源として安定的に利用されてきた地下水に、新たな問題が生じつつある。しかし、地下水の保全について、法律による包括的な規制は行なわれていないため、独自に地下水の保全管理に関連する条例を制定する地方自治体が登場してきている。条例には地方自治体による調査や監視のほか、新規の井戸の設置にかかる規制を含むものも少なくない。ただし、規制の態様はさまざまであり、井戸の深度を規制するものや商工業目的の採取のみを規制するもの、採取量を規制するものなどが存在する。

水質の良い湧き水で知られるA市は、2020年に、湧き水を市民の財産として保護するために、A市地下水保全条例および同施行規則を制定・施行した。同条例は、新規の井戸の設置を原則禁止している。

2023年、A市に新たに住居を建築したBは、自己の所有する土地に、私的な生活用水として利用するため井戸を設置しようと考え、A市長に対して井戸の設置許可申請を行なった。A市長は、Bの所有地は水道を敷設することが困難な土地とは認められず、また、特に設置を認める必要性もないとして、これを不許可とした。Bは、A市地下水保全条例が憲法に違反しているとして、不許可処分の取消しを求めている。

設問：必要に応じて対立する見解に触れつつ、この条例の憲法適合性について論じなさい。

【資料】

A市地下水保全条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、湧き水が市民共有の貴重な資源であり、かつ、公水であるとの認識に立ち、地下水の水質を保全すること、及び、地下水をかん養し、水量を保全することにより、市民の健康と生活環境を守ることを目的とする。

（井戸設置の禁止）

第10条① 土地を所有し、又は占有する者は、その土地に井戸を設置することができない。

ただし、規則で定める理由により市長の許可を受けたときは、この限りでない。

- ② 市長は、前項ただし書の許可をしようとするときは、A市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

A市地下水保全条例施行規則（抄）

（井戸設置の許可要件）

第20条 条例第10条第1項ただし書の規定により定める理由は、次に掲げるとおりとする。

- 一 水道水その他の水を用いることが困難なこと。
- 二 その他井戸を設置することについて市長が特に必要と認めるとき。

注) 施行規則中の「条例」はA市地下水保全条例を指す。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に答えなさい。

70代の夫婦であるAおよびBは、C市福祉事務所長の決定に基づき、生活保護を受給しているところ、AおよびBが自宅建物とその敷地を所有していることから、C市福祉事務所長は、生活保護法27条1項に基づき、AおよびBに対し、上記土地および建物を担保にして生活資金の貸付けを行うための「要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度（リバースモーゲージ制度）」を利用するよう指導・指示（以下「本件指導・指示」という。）をした。AおよびBは、上記制度を利用すると生活保護が廃止されることや、上記制度の利用に対して別居の子らが反対していることから、本件指導・指示に従うつもりはなく、さらに、同法62条3項に基づく保護の廃止等に備え、本件指導・指示を争うことを検討している。

設問：本件指導・指示は、取消訴訟の対象となる処分当たるか。これを肯定する見解と否定する見解それぞれの論拠を述べつつ、検討しなさい。なお、審査請求については考慮しなくてよい。

【資料】

生活保護法（抄）

（指導及び指示）

第27条① 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

② 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

③ 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(指示等に従う義務)

第 62 条① 被保護者は、保護の実施機関が、……第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

③ 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

④ 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。……

⑤ 第 3 項の規定による処分については、行政手続法第 3 章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。